地域医療構想に係る厚生労働省通知について(報告)

標記の件について下記のとおり周知いたします。

記

1 具体的対応方針の再検証等の期限について (令和2年8月31日付け医政発0831第3号 医政局長通知)

○概要

「具体的対応方針の再検証等」の期限について、厚生労働省において検討の上、改めて示すと通知したもの。

2 令和2年度における各地方厚生局健康福祉部医事課及び四国厚生支局健康 福祉課が行う厚生労働省医政局関係の業務について

(令和2年9月9日付け医政発0909第3号 医政局長通知)

○概要

以下の業務について、各地方厚生局及び四国厚生支局が都道府県と連携し、支援を行うと通知したもの。

- ・地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務
- 災害時における医療の確保の支援に関する業務
- ・医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関する業務
- 3 医療機能の分化・連携に関する情報提供窓口の設置について (令和2年12月25日付け事務連絡 医政局地域医療計画課)
 - ○概要

地域医療構想ついて、都道府県、市町村、特別区、医療機関関係者、地域医療構想アドバイザーを対象とするメールによる相談窓口を設置したと通知したもの。

4 令和2年度病床機能再編支援補助金の 国庫補助について (令和3年1月21日付け厚生労働省発医政0121第2号 事務次官通知)

○概要

令和2年度病床機能再編支援補助金の交付要綱を通知したもの。

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

具体的対応方針の再検証等の期限について

地域医療構想(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。)における具体的対応方針の再検証等について、下記のとおり対応することとしたため御了知いただくとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体、関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に 基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. これまでの経緯

「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」(令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知)においては、当面の具体的対応方針の再検証等に係る対応について、「都道府県においては「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする」と整理していたところである。

その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「具体的対応方針の再検証等の期限について」(令和2年3月4日付け医政発0304第9号厚生労働省医政局長通知)において、2019年度中とされた再検証等の期限に関しては厚生労働省において改めて整理するとしたところである。(※)

※ 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月21日閣議決定)においては、具体的対応方針の再検証等の期限について、「2019年度中(※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも 2020年秋頃まで)」とされている。

2.「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を踏まえた対応

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところである。また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について、「社会保障審議会医療部会」において議論を開始したところである。

このため、「2019 年度中(※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも 2020 年秋頃まで)」とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、これらの議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとする。

医政発 0 9 0 9 第 3 号 令 和 2 年 9 月 9 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公印省略)

令和2年度における各地方厚生局健康福祉部医事課及び 四国厚生支局健康福祉課が行う厚生労働省医政局関係の 業務について(通知)

令和2年4月1日付けで、各地方厚生局健康福祉部医事課及び四国厚生支局健康福祉課の所掌事務が変更されたところであるが、令和2年度におけるこれらの課が行う厚生労働省医政局関係業務について、今般の新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえながら必要な整理を行い、別添により地方厚生(支)局長宛に通知したので、各都道府県においてもご了知の上、当該業務に対する積極的なご協力等をお願いしたい。

各 地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省医政局長 (公印省略)

令和2年度に追加された各地方厚生局健康福祉部医事課等 の所掌事務(医政局関係)について(通知)

令和2年4月1日付けで、各地方厚生局健康福祉部医事課及び四国厚生支局健康福祉課(以下「医事課等」という。)の所掌事務が追加されたところであるが、当該所掌事務に関する業務について、今般必要な整理を行い、次のとおり定めたので、通知する。

本通知は、医事課等における基本的な業務の共通化を図ることを目的として おり、本通知に記載のない業務を行うことを妨げるものではない。

1 令和2年度に追加された医事課等の所掌事務(医政局関係)に関する基本的 な考え方

医事課等においては、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務、災害時における医療の確保の支援に関する業務及び同法第5条の2の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関する業務を行う。

これらの業務は、いずれも地域の医療提供体制の確保を目的としたものであるが、地域の医療提供体制については、都道府県において、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画等を通じて、その確保に向けた取組を実施していることから、医事課等は、都道府県の役割を尊重し、医政局と連携を図りながら、医政局と都道府県との間の円滑な連絡・情報共有に向けた業務や都道府県に対する支援業務を行うことを基本とする。

2 業務実施に係る留意点等

(1) 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務

厚生労働省において、各都道府県の地域医療構想の実現に向けた取組を適切に支援するため、各構想区域における議論の状況等に関する情報の整理 や地域医療介護総合確保基金の適切・効果的な運用に向けたヒアリング参加 等を行う。

特に、国が直接助言及び必要な支援を行うこととしている重点支援区域における再編等の取組については、医政局と重点支援区域関係者との間の円滑な連絡・情報共有に向けた調整等を行う。

(2) 災害時における医療の確保の支援に関する業務

平時においては、都道府県の役割を尊重しつつ、都道府県による医療訓練や会議への参加を通じ、都道府県に対する助言及び支援を行うほか、日本 DMAT隊員養成研修において日本 DMAT活動要領等の解説を行う。

また、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の視察を通じて発掘された問題点について、都道府県に対する助言及び支援を行う。

さらに、病院及び有床診療所一覧の作成支援を行うほか、届出受理医療機関名簿の在宅医療関連情報の整理を行う。

災害時においては、本省職員の業務支援(被災医療機関の情報収集、被災 医療機関に必要な支援内容の情報収集、他省庁リエゾンとの調整、都道府県 災害対策本部へ必要に応じて派遣等)を行う。

(3) 医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関する業務 厚生労働大臣が、医師少数区域等における医療の提供に関する知見を有 するために必要な経験を有する医師であることの認定を行う制度が施行さ れることに伴い、当該認定に係る業務を行う。

3 医事課等と医政局との連携

医政局は、医事課等が行う各業務に関して、医事課等における業務の実施状況や各厚生(支)局管内における医療提供体制の状況等も踏まえながら、業務の遂行に資する情報の提供、資料の作成支援等を行う。

各都道府県衛生主管部(局)地域医療構想担当課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機能の分化・連携に関する情報提供窓口の設置について

医療行政の推進につきましては、平素より格段の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、地域医療構想(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項第7号に規定する地 域医療構想をいう。以下同じ。)の実現に向けて、各地域では診療実績や将来の医療需要等を踏まえ、 地域の実情に応じた医療機能再編等の検討が進められています。

この度、地域における医療機能の分化・連携に向けた取組を支援するため、厚生労働省において、 下記のとおり情報提供窓口を設置しましたので、必要に応じて御利用いただくとともに、貴管内市 区町村、関係団体、関係機関等に周知願います。

記

1 医療機能の分化・連携に関する情報提供窓口について

医療機能再編等の在り方を検討する際には、地域の医療ニーズに応じた病床の機能・規模等の在り方や経営形態の在り方等の論点が多岐にわたることから、検討を行う上で過去の事例や法令上の規制、統計データ等の情報収集が必要になる場合が想定されます。

このため、当窓口では、医療機能の分化・連携に関する以下のような情報を提供いたします。 [情報提供の内容]

- ・医療機能再編等の進め方に関する情報 過去の事例等を参考に、医療機能再編等に向けた取組を進める際の手順や会議体の活用方 法、留意が必要な法令・通知等を情報提供します。
- ・医療統計等に関する情報 地域の医療資源の現状等を把握する上で利用できる医療統計や、将来の医療需要等を推計 する各種ツール等を情報提供します。
- ・経営形態に関する情報 地方独立行政法人制度や指定管理者制度等、経営形態の変更を検討する際に留意が必要な 制度等を情報提供します。
- 2 対象

都道府県、市町村、特別区、医療機関関係者、地域医療構想アドバイザー

3 照会方法

メールで照会を受け付けます。

「受付時間」24 時間受付

[連絡先] iryokino-joho@mhlw.go.jp

4 回答方法

情報提供窓口担当より、通常5営業日以内にメールで回答いたします。

- 5 設置日
 - 令和3年1月4日
- 6 留意事項等

当窓口では、公開資料や過去の事例等に基づいた一般的な情報を提供することとしており、個別具体的な支援には応じかねますので御了承ください。

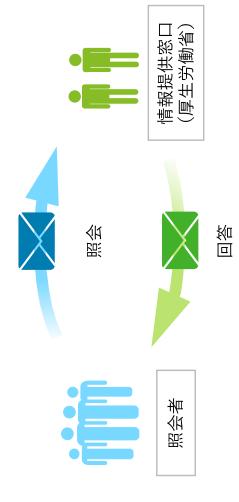
医療機能の分化・連携に関する情報提供窓口について

地域医療構想の実現に向けて、地域における医療機能の分化・連携に向けた取組を支援するため、厚生労働省において、以下の とおり都道府県等の自治体や医療機関を対象とした情報提供窓口を設置します。

設置の趣旨と留意点

襭伽

■ 医療機能再編等の在り方を検討する際には、経営形態や地域の医療ニーズに適した病床規模等、論点が多岐にわたることから、検討を行う上で過去事例や統計データ、法令上の規制等の情報収集が必要になる場合が想定されるため、それらの情報を入手するための照会窓口として設置します。



紹音事項

- 公開資料や過去の事例等に基づいた一般的な情報を提供することとしており、個別具体的な支援には応じかねます。
- 通常、5営業日以内に回答いたしますが、対応の混雑状況等によって、さらにお時間を頂く場合がございます。

情報提供窓口の概要

①相談対象

- 都道府県、市町村、特別区
- ✓ 地域医療構想アドバイザー
- ✓ 医療機関関係者

2情報提供の内容

医療機能再編等の進め方に関する情報

✓ 過去事例等を参考に、再編等を進める際の手順や会議体の活用方法、留意が必要な法令・通知等を情報提供します。

公開されている医療統計等に関する情報

✓ 地域の医療資源の現状等を把握する上で利用できる医療統計や、医療需要等を推計する各種ツール等を情報提供します。

経営形態に関する情報

3 設置日·照会方法·受付時間·連絡先

V設置日 : 令和3年1月4日

✓ 照会方法 : メールで照会を受け付けます。

✓受付時間 : 24時間受付

✓連絡先 :iryokino-joho@mhlw.go.jp

4 回答方法·回答期間

✓ 回答方法 :情報提供窓口担当者よりメールで回答します。

/ 回答期間 :通常、5営業日以内